

ユニバーサルデザインの考え方に基づく バリアフリーのあり方を考える懇談会 ～ 報告書骨子（イメージ） ～

1. はじめに（座長から一筆いただく形式とする）

- i) 懇談会の設立趣旨
ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策の構築の必要性 等
- ii) メンバー
- iii) 検討経過
- iv) 政府への要望
懇談会の議論を尊重した施策の展開を望むこと 等

2. これまでのバリアフリー施策

- i) 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定の促進
- ii) 公共交通機関のバリアフリー化
- iii) 歩行空間のバリアフリー化
- iv) 住宅・建築物のバリアフリー化
- v) その他公共空間のバリアフリー化
- vi) 「心のバリアフリー」の推進等の取り組み
第1回資料2をベースに作成する

3. ユニバーサルデザインの考え方に基づくこれからのバリアフリーのあり方についての基本的な考え方

- i) ユニバーサルデザインの基本的考え方
ユニバーサルデザインの7原則
できるだけ多くの人が使え設計とすることの必要性
「障害を強調するバリアフリー」「障害を隠すバリアフリー」「無能力扱いのバリアフリー」からの脱却
「公平なデザイン」「選択可能なデザイン」「参加のデザイン」
ユニバーサルデザインの評価に「公平性」「参加」「効率」「アクセス」「情報」の視点
当事者参加の意義について
- ii) ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策の考え方
... i)の考え方を踏まえ、施策についての基本的考え方を示す
多様なニーズに対応した施策
 - a. 事前の当事者参加の促進
課題発見のため、当事者参加の促進が必要
事業のステップごとの参加が望ましい
 - b. 基準の考え方

数値基準が最低限を示す場合、その値に固執せず、実情に応じて柔軟に対応することが必要

c. 連続的なバリアフリー空間の形成

利用者側の視点に立ち、移動できる、生活できる空間づくりが必要
時間・空間・システム（料金）の観点から判断することが重要

d. 対象の考え方

できるだけ多くの人に配慮することが必要
公共交通が利用出来ない場合の代替性としてのSTSについて

着実な実施のための施策

a. 優先付けされた重点的な投資

限られた投資余力を適切に配分することが重要

b. 事後評価の促進・適切な維持管理

計画通りの実施結果がもたらされたかどうかの評価が重要
実施後に適切な維持管理が行われているかの評価が重要

c. 後の施策への反映

前のプロジェクトの知見を活かし、スパイラルアップを行っていく

関係者の主体的な関与

a. ユニバーサルデザインと自己責任との関係

当事者参加における当事者の自覚・責任のあり方
安全性について、管理者責任と自律移動する当事者の自己責任をどう考えるか

b. コスト負担のあり方

高齢社会への備え、環境問題への対応
国による負担、地方自治体による負担、利用者による負担、受益者による負担
による、「補助」と「自律」とのバランスのあり方

c. ソフト施策の重要性

「心のバリアフリー」の総合的な推進
国民への普及啓発
社員教育の重要性

d. 関係者に期待される役割

市町村によるイニシアティブ
都道府県の関与
国の役割

4 . 今後検討すべきバリアフリーの具体的施策

3 . の考え方を踏まえ、具体的な施策のあり方について記述

i) 対象者・対象施設について

知的障害者・精神障害者も対象とするべき
文字による情報提供・音声案内を徹底するべき
利用者数に応じて、柔軟な規模の整備の促進策
対象公共交通機関の拡大

等、

- (・「できるだけ多くの人に配慮」という観点から、
 対象者、対象施設、備えるべき基準のあり方、支援・負担についてのあり方等
 を記述)
- ii) 面的な計画策定について
 - 計画策定エリアを駅周辺だけからより広いエリアへの拡大策
 等
 - (・「利用者側の視点に立ち、移動できる、生活できる空間づくり」という観点から、
 駅周辺のみならずより広いエリアでの計画策定、連続性の確保方策、基本構想
 策定促進策のあり方、都道府県の関与のあり方、都市全体としての交通の確保
 のあり方等について記述)
- iii) 利用者・住民参加について
 - 計画の各段階で利用者参加を徹底するべき
 - 事後評価を実施し、スパイラルアップを図るべき
 等
 - (・「当事者参加の促進、関係者の主体的関与」という観点から、
 当事者参加のあり方、当事者参加を求める範囲等について記述)
- iv) ソフト施策について
 - 総合的な学習の時間との連携
 - ボランティアの配置による介助を推進するべき
 - バリアフリー情報提供を推進するべき
 等
 - (・「心のバリアフリーの総合的な推進」という観点から、
 人的介助のあり方、学校教育・社員教育との連携のあり方、情報提供のあり方
 等について記述)
- v) その他
 - 補助等を受ける側にとって使いやすい支援のあり方の検討
 等

5 . 結び

今後の方向性

国土交通省一体となり、総合的な施策の推進が必要